第一条を次のように改める。

第一条　この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号。以下「託送算定規則」という。）及び一般送配電事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十八号）において使用する用語の例による。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　一般送配電事業者に係る託送供給等収支の整理等

第二条第一項中「一般電気事業者（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）を除く。」を「一般送配電事業者（に、「第二十四条の五第一項」を「第二十二条第一項」に、「託送供給の」を「一般送配電事業の」に改める。

第三条中「第八条」を「第七条」に改める。

第四条第一項中「第二十四条の五第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条第二項中「第二十四条の五第二項」を「第二十二条第二項」に、「託送供給」を「一般送配電事業」に改める。

第三章を削る。

第四章の章名を削る。

第七条第一項中「卸電気事業者」を「送電事業者」に、「第二十四条の七において準用する法第二十四条の五」を「第二十七条の十二において読み替えて準用する法第二十二条第一項」に、「振替供給の」を「送電事業の」に、「別表第三」を「別表第二」に、「様式第三」を「様式第二」に改め、同条第二項中「卸電気事業者」を「送電事業者」に、「様式第三」を「様式第二」に改め、同条を第六条とし、同条の前に次の章名を付する。

第三章　送電事業者に係る振替供給等収支の整理等

第八条中「卸電気事業者」を「送電事業者」に、「様式第三が別表第三」を「様式第二が別表第二」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「卸電気事業者」を「送電事業者」に、「第二十四条の七」を「第二十七条の十二」に、「第二十四条の五第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条第二項中「卸電気事業者」を「送電事業者」に、「第二十四条の七」を「第二十七条の十二」に、「第二十四条の五第二項」を「第二十二条第二項」に、「様式第三」を「様式第二」に、「振替供給」を「送電事業」に改め、同条第三項中「卸電気事業者」を「送電事業者」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「卸電気事業者」を「送電事業者」に改め、同条を第九条とする。

別表第一を次のように改める。

別表第１　（第２条関係）

事業者に係る託送供給等収支配分基準

１．発生の主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売電源料、託送収益、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分、事業者間精算収益、電気事業雑収益、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門（以下「送配電部門」という。）の収益に整理すること。

２．⑴　発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費(汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。)、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。

⑵　その他に整理された費用のうち、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、送配電部門の費用に整理すること。

３．小売電気事業又は発電事業を営む事業者は、１．で整理された収益及び２．で整理された費用のうち、次に掲げるものを、それぞれ社内取引項目として、送配電部門の収益及び費用に整理し、様式第１第１表により社内取引明細表を作成すること。

⑴　事業者の送配電部門以外の部門（以下「送配電外部門」という。）が送配電部門の設備等を利用した場合に発生すると考えられる社内取引に係る収益として、次に掲げるものを整理すること。

①　基準託送供給料金相当額等取引収益（次の額の合計額をいう。）

イ　基準託送供給料金に相当する額（基準託送供給料金を基に算定した額をいう。）

ロ　インバランスの供給相当額取引収益

ハ　地帯間購入電源費取引収益（２．により整理された地帯間購入電源費に相当する額をいう。）

ニ　他社購入電源費取引収益（２．により整理された他社購入電源費に相当する額をいう。）

②　接続検討料相当額取引収益（接続検討料を基に算定した額をいう。）

③　変更賦課金相当額取引収益（変更賦課金を基に算定した額をいう。）

④　使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益（託送算定規則において使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として整理される収益に相当する額をいう。）

⑵　送配電部門が送配電外部門の設備等を利用した場合に発生すると考えられる社内取引に係る費用として、次に掲げるものを整理すること。

①　託送収益等取引費用（次の額の合計額をいう。）

イ　インバランス対応取引費用

ロ　インバランスの買取相当額取引費用

ハ　地帯間販売電源料取引費用（１．により整理された地帯間販売電源料に相当する額をいう。）

②　アンシラリーサービス取引費用（託送算定規則においてアンシラリーサービス費として整理される発電費用相当額をいう。）

③　振替損失調整額取引費用（振替損失電力量の調整に要した費用をいう。）

④　使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用（託送算定規則において使用済燃料再処理等既発電費として整理される費用に相当する額をいう。）

⑤　使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用（託送算定規則において使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分として整理される費用に相当する額をいう。）

⑥　消耗品費用（社内取引に係るものに限る。）

⑦　最終保障供給対応取引費用（基準託送供給料金に相当する額を除く。）

４．２．及び３．の規定により送配電部門の費用として整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費及びその他の費用について、様式第１第２表により設備別費用明細表を作成すること。

５．発生の主な原因を勘案して、次に掲げる収益又は費用を、送配電部門の収益又は費用に整理すること。

⑴　財務収益、事業外収益、特別利益、財務費用、事業外費用及び特別損失

⑵　法人税等　法定実効税率を用いて算定すること。ただし、零を下回る場合にあっては零とすること。

６．１．から３．まで及び５．により整理された送配電部門の収益及び費用を基に、様式第１第３表により送配電部門収支計算書を作成すること。

７．発生の主な原因を勘案して、送配電部門に係る固定資産を、水力発電設備、火力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電設備、変電設備、配電設備及び業務設備並びにこれらの建設仮勘定から、固定資産を配分することにより整理し、様式第１第４表により固定資産明細表を作成すること。

８．６．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第５表により超過利潤計算書を作成すること。

９．７．の規定により作成された固定資産明細表及び８．の規定により作成された超過利潤計算書を基に、様式第１第６表により超過利潤累積額管理表を作成すること。